

平成 2 8 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練
実施結果報告書

平成 2 9 年 2 月

食品安全委員会企画等専門調査会

目 次

はじめに	1
I 実施した訓練の内容	
1 実務研修	2
2 確認訓練	4
II 訓練結果の検証	
1 実施した訓練ごとの検証	6
2 重点課題ごとの検証	8
III まとめ	10

はじめに

本報告書は、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）に基づき実施する緊急時対応訓練（以下「訓練」という。）について、第 595 回食品安全委員会（平成 28 年 2 月 16 日）で決定された平成 28 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）に基づき実施した結果を、企画等専門調査会で検証し、食品安全委員会に報告するものである。

なお、今年度の訓練は、訓練計画に示された以下の重点課題を踏まえ、組織全体の緊急時対応能力の一層の向上を図るため、食品安全委員会及び事務局を訓練対象として、緊急時における初動対応やメディア対応に係る実務研修と、実践的な実動の訓練である確認訓練を実施した。

《重点課題》

（１）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

（２）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

本報告書の構成は、以下のとおりである。

《報告書の構成》

- I 実施した訓練の内容
- II 訓練結果の検証
- III まとめ

I 実施した訓練の内容

訓練計画を踏まえて作成した「平成 28 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に従い、以下の訓練を実施した。

1 実務研修

(1) 緊急時対応手順研修

緊急事態が発生した際に、全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 28 年 4 月 8 日（水） 午前 10 時から 11 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

イ 参加者

事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、約 30 名が参加した。

ウ 内容

政府全体の緊急時対応の枠組み、手順書に基づく緊急時対応の手順、各課の主な役割、平成 25 年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案への対応等についての説明を行い、質疑応答が行われた。

(2) 情報発信研修

夜間や休日等、ホームページ、メールマガジン、Facebook（以下「ホームページ等」という。）管理担当者が不在の時に緊急事態が発生した場合にも、初動対応として委員会ホームページ等による情報提供を迅速に行うことができるようにするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 28 年 6 月 8 日（水）～ 6 月 13 日（木）

場所：食品安全委員会執務室

イ 参加者

係長級の事務局職員のうち、情報・勧告広報課職員及び本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、12 名が参加した。

ウ 内容

緊急時対応ホームページ掲載マニュアルに基づいて講師役職員から説明し、参加者が委員会ホームページ等への情報掲載作業を試行した。

(3) メディア対応研修

緊急時に記者会見やプレスリリースといった方法によって情報を提供する場合に、報道関係者や消費者に対して、分かりやすくかつ正確に情報を提供できるようにするため、「プレスリリース作成基礎研修」（以下「基礎研修」という。）と「プレスリリース作成

と説明応答に係る実践研修」（以下「実践研修」という。）の構成で本研修を実施した。昨年度に引き続きメディア関係者に加え、消費者団体からもコメンテーターとして御参加いただき、様々な視点から記者会見やプレスリリースについて講評を頂いた。

<基礎講義>

プレスリリースの作成に係る基礎的な技能を習得するため、事務局職員を主な対象として、中野栄子氏（日本経済新聞社デジタルビジネス局企画委員）の指導により、以下の一連の研修を実施した。

ア 基礎講義

(ア) 日時及び会場

日時：平成 28 年 11 月 7 日（月） 午後 2 時から 3 時 30 分まで

会場：食品安全委員会中会議室

(イ) 参加者

委員及び事務局職員約 50 名が参加した。

(ウ) 内容

講師の中野栄子氏が「メディアとは何か」、「記者とは何か」、「記事はどう作られるか」、「食品安全委員会に求められる正確で分かりやすい情報提供の在り方」等について講義を行い、質疑応答が行われた。

<実践研修>

ア メール研修

(ア) 日時及び実施場所

日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）から 11 月 17 日（木）まで

実施場所：食品安全委員会執務室

(イ) 参加者

事務局職員約 40 名が参加した。

(ウ) 内容

電子メールで参加者に課題を 2 種類配信し、各自がそのうち一つの課題を選択した上で、自分のパソコンでプレスリリースを作成するという形式で実施した。

専門的な情報を、分かりやすくかつ誤解を与えないメディア向けの情報に書き換え、また、内容に合ったタイトルを付けることを目的とした。

答案については、後述の会見研修における講評を踏まえ、総務課及び情報・勧告広報課の職員が採点を行い、終了後に作成者に返却した。

イ 会見研修

メディア対応に係る実践的スキルを習得するため、評価第一課長及び評価第二課長を対象とした模擬記者会見並びに上記メール研修に関する講評のための講義を一体的に実施した。

(ア) 日時及び会場

日時：平成 28 年 11 月 28 日（月） 午前 10 時から 12 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

(イ) 参加者

委員及び事務局職員約 50 名が参加した。

(ウ) 内容

メール研修の二種類の課題をもとに模擬記者会見を実施した。模擬記者会見では、評価第一課長及び評価第二課長がそれぞれ説明者となり、プレスリリースを用いての説明と、質疑応答の訓練を行った。また、前述の中野氏のほか、平沢裕子氏（産経新聞社記者）、河野康子氏（全国消費者団体連絡会事務局長）、夏目智子氏（全国地域婦人団体連絡協議会幹事）及び堀口委員を記者役及びコメンテーターに迎え、作成した資料や説明・応答の改善点等について、報道関係者、消費者等の立場から助言を受けた。

また、メール研修で提出された答案を具体例として、分かりやすいプレスリリースの在り方等について、中野氏から講評、質疑応答が行われた。

2 確認訓練

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

(1) 日時及び会場

日時：平成 29 年 1 月 16 日（月） 午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
会場：食品安全委員会委員会室、執務室

(2) 参加者

役割	参加者
プレーヤー (訓練実施者)	委員：佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員 事務局：事務局長、事務局次長、総務課（3名）、評価第一課（12名）、評価第二課（3名）、情報・勧告広報課（12名）、リスクコミュニケーション官及び評価情報分析官 他省庁：消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省
コントローラー (条件付与係)	事務局（7名）、消費者庁
モニタ (訓練評価者)	事務局長、事務局次長及び各課長

(3) 内容

訓練は、具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、事案が発生してから資料を作成するなど実践的に行った。特に、外部からの問合せのパターンを多様にするなど、より現実的な想定事項を組み入れた。

なお、本訓練は消費者庁が企画の中心となり、食品安全委員会、警察庁、消費者庁、

厚生労働省及び農林水産省の5府省庁合同で訓練を行い、総括官制度（※）の実践や合同記者会見の試行も行った。

また、今回の訓練は、実際に事案が発生したと誤解されないようにするため、以下の行為については想定で実施したこととし、実際には行わなかった。

- ①官房幹部や関係専門委員等の外部への情報連絡
- ②ホームページ掲載に係る公開処理（公開直前の段階までは実施）
- ③メルマガの配信（メルマガの文書作成までは実施）
- ④Facebookへの投稿（投稿文書の作成までは実施）
- ⑤プレスリリースの投げ込み（プレスリリースの文書作成までは実施）
- ⑥その他、実際に実施するには適さないと考えられる行為

（※）総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらによる連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約、共有を図る制度

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

訓練

- 1 危害因子
有機リン系農薬（イソキサチオンを想定）
- 2 原因食品
加工食品
- 3 状況設定
9:30：厚生労働省から、複数県において、同一の加工食品を喫食した有機リン系中毒の症状を呈する重篤患者が発生との連絡。
10:10：厚生労働省から、死者について情報提供。
10:30：製造業者による自主回収の公表
10:30：厚生労働省及び県によるプレスリリース
10:50：食品安全委員会のプレスリリース、HP更新（第1報）
12:25：食品安全委員会のプレスリリース、HP更新（第2報）
12:30：製造業者による回収状況の公表
13:15：食品安全委員会のプレスリリース、HP更新（第3報）
13:30：食品安全委員会のFacebookに注意喚起を投稿
13:30：総括官会議開催（於：消費者庁）
14:30：合同記者会見の実施（於：消費者庁）
随時：食品安全委員会に、国民や報道機関、議員事務所からの問合せが相次ぐ。

Ⅱ 訓練結果の検証

平成 28 年度に実施した訓練の検証結果は、以下のとおりである。

1 実施した訓練ごとの検証

(1) 緊急時対応手順研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。一方、半年単位で実施するべき、より長い研修時間を取って事例について詳しく解説するべきといった意見があった。

(2) 情報発信研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。

(3) メディア対応研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの意見が多く、講師による講義内容については特に高評価であった。一方、緊急時においてリスク評価機関たる食品安全委員会に実際にメディア対応が想定される状況に即した研修とすべきとの意見などがあり、今後の研修の実施方法について検討が必要と考えられた。アンケートで見られた主な意見は以下のとおりであった。

ア 研修全般について

- ・ 報道関係者が求める情報発信の在り方以外にも、行政として行うべき情報発信の在り方について行政の視点からの講義も聞きたい。
- ・ 研修終了後に、プレスリリースの個別採点だけではなく、講師のコメント集など、今後の情報発信にいかせる資料の提供を希望する。

イ 基礎研修について

- ・ メディアの記者が食品安全分野に精通している者ばかりではないことから、まずメディアの記者に正しく理解していただくことが肝要だと思った。
- ・ 情報発信に当たっては、イラストを活用する等、視覚に訴えることが重要であることを再確認した。

ウ 実践研修について

- ・ 緊急時にはリスク管理機関と合同記者会見を開催することが想定され、食品安全委員会単独での会見は想定されないため、食品安全委員会単独での会見研修の実施は現実的ではない。

- ・ プレスリリースの作成時間を延長するとともに、作成時の補足説明を充実させるべき。

(4) 確認訓練

- 上記3研修の内容について、確認訓練において以下のとおり実施された。
 - ・ 手順研修で確認された事務局内の初動対応の役割分担、情報発信研修で確認された食品安全委員会ホームページ等への情報掲載は、確認訓練において概ね的確に実施された。
 - ・ メディア対応研修を踏まえ、科学的な情報を中心とした情報提供をいかに行うかについて重点的に検討し、プレスリリース等の情報発信を行うことができた。
- モニタ（訓練評価者）による評価の結果及び訓練参加者等を対象に実施した反省会及びアンケートの結果、以下のような意見が見られた。
 - ア 全体的な対応について
 - ・ 混乱なく対応できた。
 - ・ 関係省庁との役割分担を踏まえた共有のマニュアルが必要。
 - ・ 初動対応等について、平時対応から緊急時対応に切り替えるタイミング等、具体的な行動を決めたマニュアルが必要。
 - イ 他省庁との連携について
 - ・ 合同訓練ではあるが、各省が個別に各々の対応を行い、その状況を共有する場面が主であったので、与えられた情報から各省で協働して対応を検討するという場面があるべき。
 - ウ 事務局内の情報共有について
 - ・ 最終版資料や重要な資料は紙媒体での配布が望ましい。課内の情報共有の方法の際に、メールで受信した資料のプリントアウト及び配布担当を絞ることで、一元的かつ効率的・迅速に情報共有を行うことができた。
 - ・ 共有される情報が多く、またランク分けされておらず、送り手も受け手も情報の重要度が分かっていないように感じた。
 - エ 情報提供資料、問合せ対応について
 - ・ 記者用公表資料などの作成に当たっては、先に方針を決定しておくことやいくつかのパターンをあらかじめ用意すること等でより円滑な対応が可能となる。
 - ・ 外部公表資料の最終確認体制の整備が必要。
 - ・ 問い合わせ対応は概ね円滑に対応することができたが、マスコミ対応用Q&Aを素早く作成することも必要。
 - オ 訓練シナリオについて
 - ・ マスコミ、国会等からの問合せや報道等の設定があり、現実的だった。
 - ・ シナリオに不備があり、剤と症状の関係が不自然だったため最終的にハザードが特定できなかった。

2 重点課題ごとの検証

訓練計画に示された重点課題についての対応及び課題は、以下のとおりであった。

《重点課題》（再掲）

（１）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に実行できる体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

（２）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

（１）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 手順書により、各担当の役割を分かりやすく整理することで、緊急時における初動対応をより機動的なものとした。（①関係）
- 手順研修及び情報発信研修の実施により、食品安全委員会における緊急時対応やホームページの掲載方法について職員の理解を深め、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を構築した。（①・②関係）
- メディア対応研修の実施により、分かりやすいプレスリリースや記者会見のポイントについてメディア関係者、消費者、有識者といった様々な観点からの講評を通じて、委員・職員の理解を深めることができた。また、メディア関係者との平時からの意見交換会を実施し、メディア関係者との関係構築に努めた。これらにより、国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に実施するための組織能力を向上させることができた。一方、食品安全委員会単独で記者会見をする必要性が現実に想定されないとの意見が出された。今後、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を更に強化する必要がある。（②関係）
- 関係省庁と連携し、確認訓練を実践的な内容で実施したことにより、政府全体としての緊急時の初動対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研修で習得した技術・知識のレベルを確認することができた。（③関係）
- 実務研修と確認訓練の２本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを

確認する上で効果的な設計であると考えられた。次年度についても、今年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、引き続き訓練を実施することが望ましい。

(2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 手順書に基づいて行動することにより、意思決定、業務の効率化を図るとともに、各省庁からの情報を事務局内で円滑に共有するための体制を整備した。
- メディア対応研修において、引き続き、事務局職員（評価第一課長及び評価第二課長）を模擬記者会見における説明者とした。研修の重点を食品安全委員会単独での会見研修からプレスリリースの作成や電話対応等に移行させるべきとの指摘も出された。
- 確認訓練において、リスク評価機関として行うべき対応を明確にするため、関係省庁との役割分担や、緊急時対応の初動に関し、検討が必要との指摘が出された。
- 上記指摘を踏まえ、情報発信に関するルールや関係省庁への連携を検討する必要がある。また、その検討結果については、可能な限り速やかにマニュアルに反映させるべきである。

Ⅲ まとめ

平成 28 年度に実施した訓練結果の検証により、以下の点が確認された。確認されたこれらの事項については適宜対応の上、今後の緊急時対応に活かすこととする。

- 1 緊急時対応訓練は、食品安全委員会における緊急事態の対処体制をより一層強化するため、平成 28 年度の訓練結果において明らかになった課題、特に、リスク評価機関としての役割に即した情報発信力の強化に留意しつつ、次の（１）から（３）までにより、今後とも継続的に実施する必要があると確認された。
 - （１）消費者庁を中心とした緊急時における関係府省間の連携をより強化し、政府全体としての緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行うための訓練を実施する。
 - （２）訓練は、実務研修と確認訓練の２本立ての設計で体系的に実施する。
 - （３）訓練は、以下を主な目的として実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 2 訓練時に講師等から受けた助言内容や、作成した資料、訓練の検証結果等から得られた改善点等については、手順書等への的確な反映や関係省庁との協議など、実際の緊急事態に活用できるよう整理しておき、次年度以降も同様の取組を続けることで、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル等の実効性を、より一層向上させていく必要がある。
- 3 食品安全委員会の今後の緊急時対応に係る改善すべき課題として、次の（１）から（３）までが確認された。
 - （１）関係省庁と連携した政府全体としての緊急時対応体制をより強化するため、引き続き、関係省庁と合同で訓練を行う必要がある。
 - （２）科学的根拠に基づいた情報の収集、整理及び提供を迅速に行うことができるよう研修を重ねる等、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を更に強化する必要がある。
 - （３）情報発信における発信内容を確認するためのルールや役割分担を検討し、その結果を緊急時対応マニュアルに反映させる必要がある。